

## 神奈川県信用保証協会 一般事業主行動計画（第2回）

職員が仕事と家庭生活を両立しバランスの取れた有意義な生活を送り、職員1人ひとりが最大限に能力発揮ができるような雇用環境の整備を行うため、次のとおり一般事業主行動計画を策定します。

### 1 計画期間

平成25年4月1日～平成27年3月31日までの2年間

### 2 計画内容

#### 目標

子の看護休暇について、1日単位での取得のほかに、時間単位または半日単位での取得が可能となるように改正する。

#### (対策)

- ・ 計画期間中に他社の実施状況などを調査するとともに職員からヒアリングを行う。
- ・ 関連規程等を改正し職員への周知を図る。